

中東知的財産ニュースレター Vol.16

・イラク — 第5類の商標登録手続きの改定

イラク商標局の最近の発表によると、第5類の商標の出願時に、法律上正当と認められた本国登録証明書の写しを添付することが義務付けられた。商標が出願人の名称と同一である場合は、この要件は免除される。

なお、以前の要件のもとでは、第5類の商標出願人は出願時に (1)国際的な一般名称、(2)製造会社の名称、(3)販売業者の名称、および、(4)製品ラベルの各情報の提出を求められたが、これらはすべて不要となった。

第5類の対象は、「薬剤、獣医科用剤、および、医療用衛生剤」である。イラクは、現時点ではニース国際分類の第7版に準拠しており、ローカルな下位分類システムもある(1つの類に複数の類が含まれる場合がある)。また、イラクの商標登録手続きは、他の法域のものと大きく異なる。すなわち、イラク商標局に提出された出願は、相対的拒絶理由に基づき審査され、出願が審査に合格した場合のみ、出願日と出願番号が発行される。

中東・北アフリカ地域で第5類の商標出願に独自の要件を課す国は、イラク以外ではシリアのみである(原産地証明書と成分表が必要)。同地域内の他の国では、類を問わず手続きが標準化されている。

イラクにおける第5類の商標出願に関する法定要件は、最近上記のとおり改定されたが、認証手続きでは、以下の要件も満たすことが求められる。

第5類の商標出願要件	知っておくべきこと
<ul style="list-style-type: none"> • 委任状：法律上正当と認められたもの • 優先権書類の写し（優先権が主張された場合）：認証されたもの • 本国登録証明書の写し：法律上正当と認められたもの 	<ul style="list-style-type: none"> • その後の書類提出時には、包括委任状を使用可能 • 委任状と優先権書類の写しは、出願日から6ヵ月以内に提出 • 本国登録証明書の写しは、必須調査の申請時に提出 • 委任状の公証日は、出願日より前でないといけない

・ UAE — 不正商品の撲滅

UAE は、消費者を保護し市場を管理する取組みの一環として、2016年12月に、反不正商品法（連邦法第19号）を制定した。この法律は、2014年に連邦国民評議会によって承認されたもので、UAEにおける既存の法執行の枠組みが好ましい方向に改善され、いっそう強化される。特に、不正商品に関わる行為に対して厳しい罰則が科せられるようになる。

この法律では、不正行為を「不正な商品（購入者を欺くために改変や改ざんが加えられた商品）の使用および販売」と定義している。また模倣品を「登録商標と同一または類似の商標を有する商品」と定義している。この法律の定義では、見た目が似ているというだけでは商品を取り締まることはできないが、登録商標の権利者が、同一の商標だけでなく、類似した商標を持つ商品に対しても対策を講じられるようにはなる。

さらに、この法律では「欠陥品、不正品、または、模倣品を、販売、保管、貸与、売買、または、取引する目的で、輸入、輸出、再輸出、製造、販売、提供、または、所有すること」も不正行為に含まれる。また、模倣品はこの法律の施行規則に則って廃棄されると定められている。この規定によれば、所轄当局が模倣品を再輸出する懸念はなくなるはずである。現在 UAE では、一部の税関当局は押収した模倣品を再輸出している。

この法律には、商業帳簿や請求書の提出を当局が取引業者に求めることを認める規定が含まれている。これにより、関連当局は、模倣品の入手先を明らかにし、UAE市場における模倣品の供給源を突き止めることが可能になる。ただし、こうした情報をブランド権利者が当局から入手することが認められるかどうかは不明である。

また、この法律は、「商業詐欺対策のための高等委員会」の設立についても言及している。同委員会は、各首長国レベルの小委員会により補佐される。同委員会の職務は、例えば、不正行為撲滅のための戦略や方針を策定し、法執行上の障害について検討し、そのような障害に対処するための枠組みを提案して、小委員会の活動に関する規則を制定することである。これは前向きな動きであり、連邦レベルでの法施行の統一化の試みを促進するものである。ただし、不正商品に関するブランド権利者の申立てを処理する所轄当局の手続きの統一も図るべく同委員会が取り組んでいくかどうかは、今後も引き続き課題となる。

この法律によってもたらされるもう一つの大きな進展は、模倣行為に対する罰則の強化である。ブランド権利者は、これまで厳罰化（特に、模倣者や権利侵害者に科される罰金の引き上げ）を求め続けてきた。この法律は、不正行為に関連して科される罰則について詳しく定めており、模倣品を廃棄するだけでなく、2年以下の懲役および／または25万ディルハム（約6万8,500米ドル）以下の罰金を科すことを規定している。また、模倣品が人間用の食品、動物用の食品、医薬品、農作物、有機食品に関連するものである場合には、さらに高額な100万ディルハム（約27万4,000米ドル）以下の罰金を科すことも定めている。さらに、特定の状況下では、施設の閉鎖やライセンスの取り消しなどの付加的な罰則を科すことも規定している。

現時点では、UAE での知的財産権行使の制度における変更を明確化する施行規則の公布が待たれる。この法律は、不正行為撲滅のための前向きな動きであり、UAE における既存の法執行の枠組みをいっそう強化するものであると見られており、抑止力のある罰則によって法執行体制がもたらす効果が高まることが期待される。

(※) UAE 新反不正商品法については、中東知的財産ニュースレター第 14 号もあわせてご覧ください。

・トルコ — 新法の施行規則が発効

今年初めの「工業所有権の保護に関する法律 6769 号」の導入を受け、2017 年 4 月 24 日に、同法の施行規則が発効した。2017 年 1 月 10 日に施行された法律 6769 号は、トルコでそれまで運用されてきた「特許、実用新案、商標、サービスマーク、工業意匠、地理的表示に関する規則」が廃止され、これに置き換わるものとして制定された法律である。

新法には、特許、実用新案、集積回路、工業意匠、および、商標等の保護に関する規定が含まれる。これにより、トルコにおける知的財産の枠組みは、知的財産権者の要望を今まで以上に踏まえた、世界の慣行にも沿ったものとなる。この法律は、「トルコ特許商標庁」に名称が変更されたトルコ特許機関の組織再編についても定めている。

法律上の主な変更点としては、商標併存契約および同意書の法的強制力が挙げられる。これにより商標出願人は、権利者の事前の同意があれば、相対的拒絶理由を克服することが可能になる。また、この法律によると、異議申立てに関し、未登録の周知商標のオーナーは、その商標と同一または類似の商標（同一または類似の商品およびサービスに関するもの）の出願に対して異議を申し立てることができる。さらに、この法律では、「不使用の抗弁」という新しい異議申立ての理由も導入している。この規定に基づき、異議を申し立てられた出願人は、異議申立人が正当な理由なく当該商標を登録日から 5 年以上使用していないことを主張することができる。また、この抗弁において、トルコ特許商標庁は、異議申立人に対し、当該商標の使用に関する実質的な証拠を提出することを求める。証拠が提出されなかった場合、異議申立ては却下される。

・中東・北アフリカ — 米国通商代表部スペシャル 301 条報告書での指摘

米国通商代表部 (USTR) は、2017 年 4 月 28 日、世界の貿易や知的財産における動向を概観した 2017 年版のスペシャル 301 条報告書を公表した。中東・北アフリカ (MENA) 地域の 20 カ国以上のうち、監視対象リストに記載されていたのは 5 カ国のみであったことから、MENA 地域の多くの法域では、投資やイノベーションを維持するために必要な知的財産権保護が行われていることがわかる。

スペシャル 301 条報告書の監視対象リストに記載されている MENA 諸国は、アルジェリア、クウェート、エジプト、レバノン、および、トルコである。ただし、これらの

国々でも、実際には強力な知財関連法や政策が日々更新されており、直近ではトルコが法律 6769 号を制定している。その結果、これらの国や地域全体での研究や投資に対する意欲が高まっていくであろう。

スペシャル 301 条報告書は、米国の 1974 年通商法 301 条に基づき、USTR によって毎年作成されている。報告書には、諸外国の知財関連法による米国の企業や製品にとっての貿易上の障壁が、カテゴリー分けして記載されている。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 16

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2017年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。